



1. 在留外国人数が過去最高となりました

令和元年6月末現在における中長期在留者数は251万1,567人、特別永住者数は31万7,849人で、これらを合わせた在留外国人数は282万9,416人となり、前年末(273万1,093人)に比べ、9万8,323人(3.6%)増加し、過去最高となりました。内訳として、女性が144万2,015人、男性が138万7,401人とそれぞれ増加し、国籍・地域別でみると上位から、中国・韓国・ベトナムとなります。在留資格別では、永住者・技能実習・留学と続き、在留外国人が最も多い都道府県は東京都。続いて愛知県、大阪府となります。(法務省 報道発表資料 令和元年10月25日)

東京都内でも飲食店やコンビニエンスストアなどで従業員のほとんどが外国人の方というような店舗をよくみるようになり、今回の過去最高数値を実感できるようになってきました。言葉の違い・文化の違いなど各国様々ですが、日本で働く上では日本の法律が適用されることとなります。例えば、業務上の事故は、労働者災害保険(労災保険)が適用され、外国人労働者にも適用されます。また、社会保険適用事業所において適用条件に該当する方であれば国籍問わず社会保険加入の手続きをすることとなります。労働者を雇い入れるということは、その労働者本人だけでなくその方の背景におられるご家族も含めて人生を雇い入れるものではないかと考えることがあります。日本で働こうとしている外国人の方は、言葉だけでなく日本で働く上で必要な法律のことを良く勉強されていると思いますし、学ぼうとされているように思います。今後の人事労務管理では、外国人労働者を単なる労働力としてだけでなく、お一人一人の母国の文化などを理解する取り組みをしていくことを試みてはいかがでしょうか。

2. 「研修・教育訓練」等の労働時間の考え方 ～厚生労働省 リーフレット公表～

労働基準法が改正され、中小企業は来年の4月から「時間外労働の上限規制」が適用されることはご承知の通りです(大企業は今年4月より施行済)。更に企業はこれまで以上に従業員の労働時間の適正な把握・管理が求められます。その中で、厚生労働省より「労働時間の考え方:「研修・教育訓練」等の取扱い」リーフレットが公表されました。労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことです。使用者の明示または黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は、労働時間に該当します。リーフレットでは労働基準監督署への問合せが多い、労働時間に該当するか否かの取扱いが解説されていますが、こちらで少しご紹介します。

『研修・教育訓練』…業務上義務付けられていない自由参加のものであれば、その研修・教育訓練の時間は、労働時間に該当しない。例えば、参加の強制はしていない。また、参加しないことについて不利益な取扱いもしない勉強会など。

『仮眠・待機時間』…仮眠室などにおける仮眠の時間について、電話等に対応する必要はなく、実際に業務を行うこともないような場合には、労働時間に該当しない。例えば、週1回交代で、夜間の緊急対応番を決めているが、当番の労働者は社用の携帯電話を持って帰宅した後は自由に過ごすことが認められている場合の当番日の待機時間など。

『更衣時間』…制服や作業着の着用が任意であったり、自宅からの着用を認めている場合は、労働時間に該当しない。

『早出時間』…交通混雑の回避や会社の専用駐車場の駐車スペースの確保等の理由で労働者が自発的に始業時刻より前に会社に到着し、始業時刻までの間、業務に従事しておらず、業務の指示も受けていない場合は、労働時間に該当しない。

『直行直帰・出張に伴う移動時間』…移動中に業務の指示を受けず、業務に従事することもなく、移動手段の指示も受けず、自由な利用が保障されているような場合には、労働時間に該当しない。

企業はこれまで以上に従業員の労働時間の適正な把握・管理が求められますし、ぜひ役立てて欲しいとしています。

● 編集後記 ●

三鷹市から武蔵野市へ事務所を移転して1年たちました。事務所を移転したのを皮切りに、この1年新しい仕事に多く取り組むことができました。多くの方のご支援があったおかげと感謝しています。早いもので今年も年末を迎えました。来年もよい年でありますように、またさらなる新たなお客様との出会いを楽しみにしています。

社会保険労務士酒井嘉孝事務所 <https://sharoushisakai.com> 電話:0422-56-8270

編集・発行
社会保険労務士
秋山 幸子
安部 眞一
酒井 嘉孝
隅谷 泰旭
福岡 秀行